

御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」

デザイン等使用マニュアル



御 嵩 町

目 次

☆はじめに…

1. キャラクタープロフィール ⇒ P.2へ
2. デザイン等を使用するには? ⇒ P.3へ
3. デザイン等の使用が承諾できない場合 ⇒ P.3へ
4. 使用申請について ⇒ P.4へ
5. 使用上のお約束 ⇒ P.5へ
6. デザインについて ⇒ P.6へ
7. Q&A ⇒ P.12へ

★使用上の注意★

キャラクター「ミーモくん」のデザイン等に関する一切の権利は、御嵩町に帰属します。
使用についてご不明な点がございましたら、次のお問い合わせ先にご確認ください。

★お問い合わせ★

御嵩町 企画部 まちづくり課まちづくり推進係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

TEL: 0574-67-2111

FAX: 0574-67-1999

MAIL: machi@town.mitake.lg.jp

☆はじめに…

当マニュアルは、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」（以下「ミーモくん」といいます。）を正しく使用していただくために、使用方法や注意事項についてまとめたものです。「ミーモくん」が多くの方に親しまれ、愛されるよう、様々な場面で積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

「ミーモくん」は、

1. 緑豊かな御嵩町の PR
 2. 御嵩町の振興・活性化
- を目的としたキャラクターです。

1. キャラクタープロフィール

☆名前：ミーモくん

☆性別：男の子

☆生まれ：1月25日

☆ふるさと：みたけの森

☆性格：元気で明るく活発

☆特徴：自然を守る妖精



「ミーモくん」は、御嵩町のエコシンボルキャラクターとして誕生し、主に町の地球温暖化防止や自然環境保全活動に積極的に取り組んできました。そんな活動が認められ、平成26年4月1日には町のシンボルキャラクターに昇格し、現在は環境保全やエコ活動だけでなく町のPR活動にも力を入れ、多岐に渡って活躍しています。

2. ミーモくんのデザイン等を使用するには？

「ミーモくん」のデザイン等の使用料は無料です。

「ミーモくん」に関する著作権は町に帰属します。「ミーモくん」を使用する際には、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」のデザイン等の使用に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき事前に御嵩町に申請し、承諾を得ることが必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、町の承諾を得なくてもデザイン等を使用することができます。

＜承諾の必要がない場合＞

- ・国又は県が使用する場合
- ・著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 章第 3 節第 5 款に規定する著作権の制限に該当する場合
- ・報道機関が報道又は広報の目的上正当な範囲内で使用する場合
- ・町又は教育委員会の後援の承認を受けた者が使用する場合
- ・その他町長が適当と認める場合

3. ミーモくんのデザイン等の使用が承諾できない場合

次のいずれかに該当するときは、デザイン等を使用できません。



- ・町の信用又は品位を傷付け、又は傷付けるおそれがあると認められるとき
- ・法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業として認められる営業活動を行う者が使用するとき
- ・御嵩町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき
- ・特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき
- ・デザイン等の使用によって、第三者に事実の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- ・キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- ・その他デザイン等の使用に関し町長が不適當と認めるとき

4. 使用申請について

「ミーモくん」のデザイン等の使用を希望する場合は、使用目的が適正であることを確認の上、使用を開始する日の10日前までに次の申請書類をご提出ください。

＜使用申請に必要な書類＞

- ・「ミーモくん」デザイン等使用承諾申請書（別記様式第1号）
- ・申請者の概要がわかる資料（申請者が法人その他の団体等である場合に限る。）
- ・使用物件の完成品又は見本（サンプル、レイアウト、原稿等）
- ・その他町長が必要と認める書類

（追加で資料の提出をご依頼する場合がありますのでご了承ください。）

＜申請の流れ＞については、次ページ記載

＜使用期限について＞

使用期限は、使用の承諾をした日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日まで（例：承諾日が令和6年8月10日の場合、令和9年3月31日（令和8年度末）まで）です。使用期限満了後も継続してデザイン等を使用したい場合は、使用期限満了の1か月前までに次のいずれかの方法により、町長の確認を受けてください。確認後の使用期限は2年とします。以後2年毎に確認を受けてください。

＜確認方法＞

- ・使用物件を提出してください。ただし、物件の提出が困難な場合は、その写真を提出してください。
- ・現地にて使用物件の確認をします。

その他次の場合も書面の申請・届出が必要です。

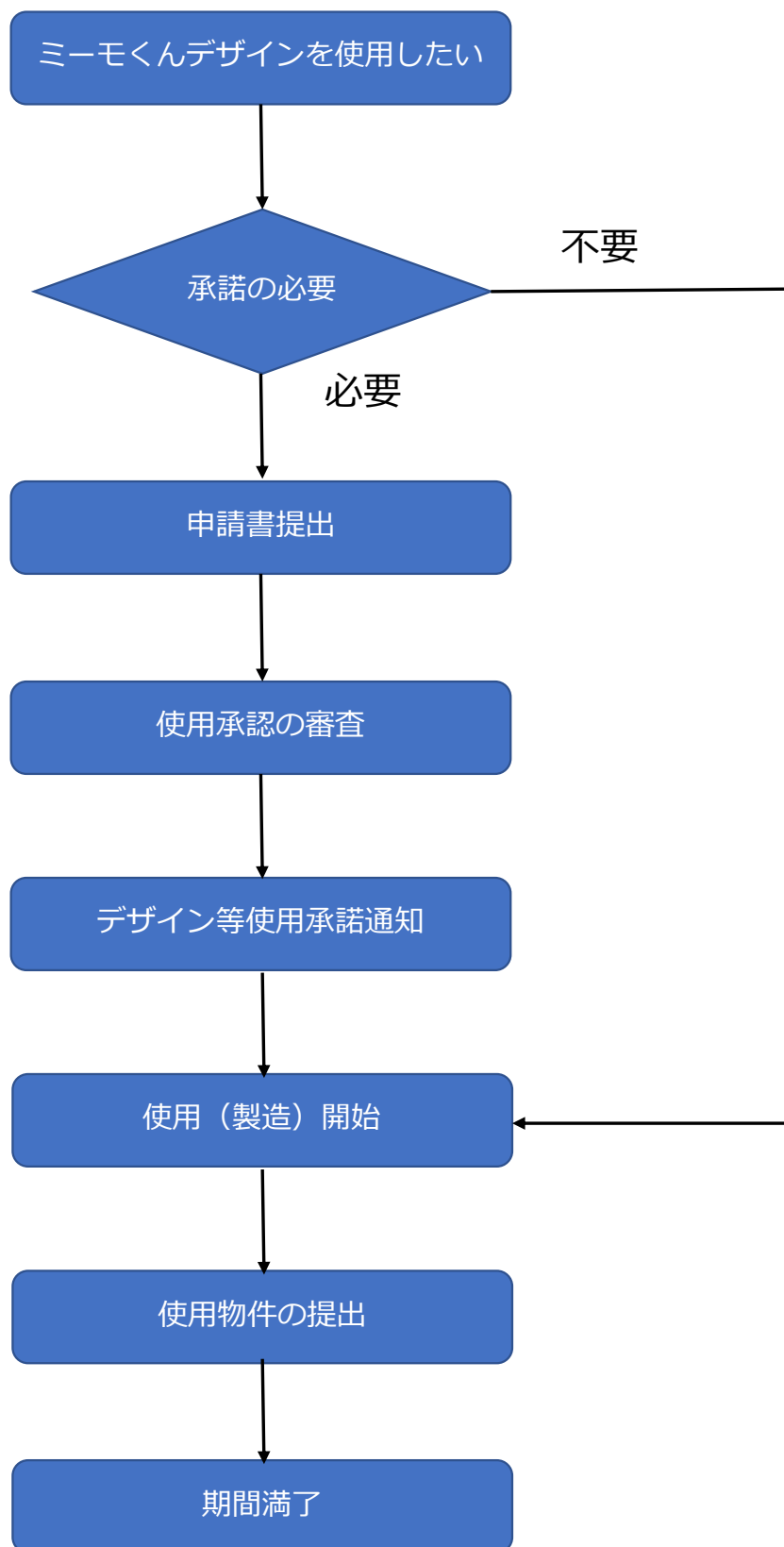
★当初の申請内容に変更が生じた場合

- ・「ミーモくん」デザイン等使用変更承諾申請書（別記様式第3号）
 - ・変更後の使用物件の完成品又は見本（サンプル、レイアウト、原稿等）
- ⇒変更後の内容における使用承諾・不承諾について町より通知書を送付します。

★使用承諾を受けたデザイン等の使用を中止する場合

- ・「ミーモくん」デザイン等使用中止届（別記様式第5号）

<申請の流れ>



5. 使用上のお約束

使用の条件、遵守事項への違反や申請内容に虚偽事項があった場合には、使用承諾を取り消すことがあります。デザイン等の適正な使用にご協力をお願いいたします。

<使用上の遵守事項>

- ・ 承諾に付された条件を遵守すること
- ・ 承諾された使用物件又はその包装等に、町が指定する使用承諾番号「◎御嵩町 ミーモくん#●●●（●●●には、町長が「ミーモくん」デザイン等使用承諾（不承諾）通知書で個別に指定する承諾番号を記載する。）」を必ず表示すること
- ・ 6. デザインについて（P.6）に記載の「ミーモくん」イラストの基本形などの本マニュアルを遵守すること
- ・ 使用物件の完成品を使用する前又は完成後1か月以内のいずれか早い日までに町長に提出し、確認を受けること。ただし、当該完成品の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができます。
- ・ デザイン等についてその他知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと
- ・ 使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと

<使用上の留意事項>

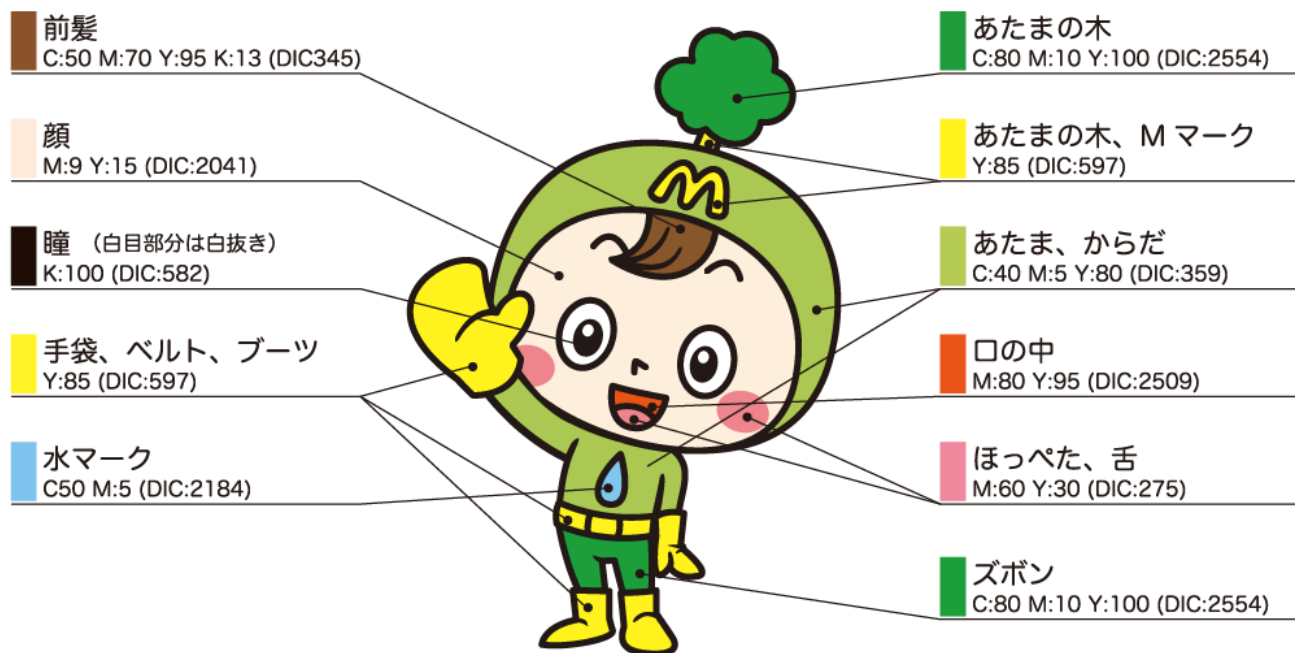
- ・ 使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処し責任を負うものとし、御嵩町は一切の責任を負いません。

6. デザインについて

<「ミーモくん」イラストの基本設定>

「ミーモくん」の色は原則、色指定又は濃度指定及びアウトライン使用とします。

カラー (CMYK) 表示の場合の基本形及び色指定



グレースケール表示の場合の基本形及び濃度指定



モノクロ表示 (アウトラインのみ)



※グレースケール表示、モノクロ表示をご使用の場合は、
1色で濃度を守れば黒以外の色も使用できます。

<使用できるイラストデザイン>









※イラストは随時追加する予定です

<ロゴデザインについて>

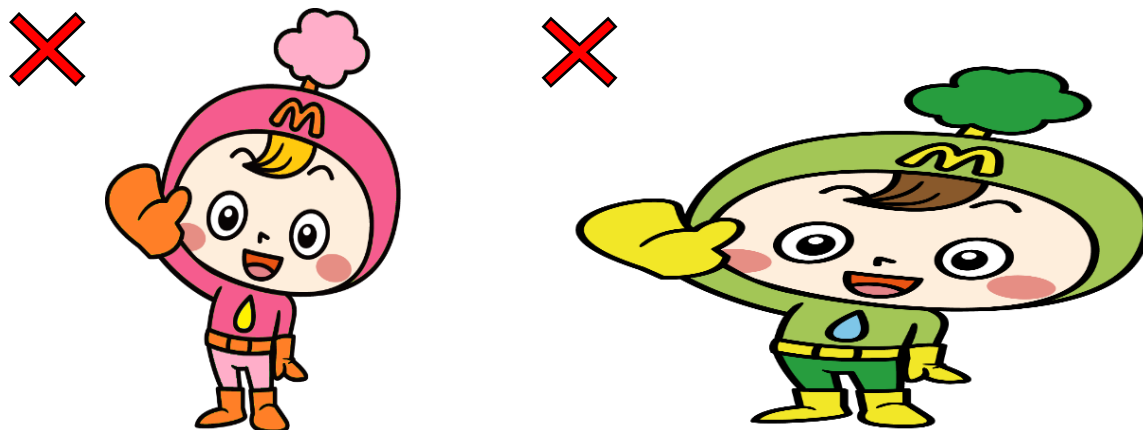
「ミーモくん」のロゴを使用する場合は、次のものをご使用ください。ご使用の場合は、配色や書体などは変更しないでください。



※ロゴデザインを使用する場合でも、町が指定する「◎御嵩町 ミーモくん#●●●」は必ず表示してください。また、承諾が必要ない場合につきましても、原則として「御嵩町 ミーモくん」または「御嵩町シンボルキャラクター ミーモくん」をデザイン付近に表示してください。デザイン上、表示自体が困難な場合や適切な表示方法ができない場合は、町にご相談ください。

<デザイン等の使用における注意事項>

①デザイン等の色及び縦横の比率は変えないこと



②デザイン等の上に文字、イラスト等の他の要素を重ねないこと

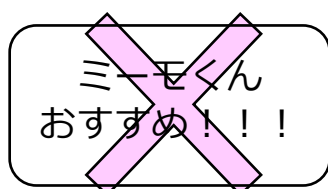


③承諾を得ないで、デザイン等の変形・省略・改変・切除を行わないこと



頭の木がない。。

④ふきだしを使用する場合は、特定の個人や団体、商品のPRにつながるふきだしを使用しないこと。また、中立公平性を欠く発言をさせないこと



ふきだしの内容は
事前に相談してね♪

<基本デザインの変更について>

- ①使用できるデザインのうち、Aのポーズについては、申請者が基本デザインからポーズ(手足の動き)を変更することができます。確認の上、デザインを作成してください。
- ②使用できるデザインのうち、Bのポーズについては、申請者が基本デザインから服装(上着、ズボン)を変更することができます。確認の上、デザインを作成してください。
- ③「ミーモくん」の設定やイメージに適さない表現はできません。
- ④からだの配色の変更はできません。
- ⑤頭部や胴体の縦横比率の変更はできません。
- ⑥企業や団体等を特定できる服装(制服等)、商品や道具の使用はできません。
- ⑦劇画調や手書き風の表現はできません。
- ⑧基本デザインに基づくものでも、一部(手足の太さ、長さなど)が他のデザインと調和しない場合は、変更はできません。

<デザイン等の変更に際しての条件について>

- ①変更したデザイン等に関する一切の権利は、町に帰属します。
- ②デザイン等の変更に要した費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- ③変更したデザイン等は御嵩町が公表し、使用できるイラストデザインと同じ条件で第三者が利用できるものとします。

<写真デザインの使用について>



「ミーモくん」の着ぐるみ写真をご使用になる場合は、町で撮影した写真データがいくつかありますので、写真使用の旨と希望される写真の内容をお知らせいただければご提供いたします。

また、写真素材としてご自身で着ぐるみの写真を撮影していただくこともできます。着ぐるみを庁舎外に持ち出して撮影される場合は、別途申請が必要になります。(⇒「御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」着ぐるみ等貸出要領」に従って、申請をしてください。)

ご自身で撮影された写真のご使用につきましては、映り込んだ人物や著作物の肖像権や著作権等にも配慮の上、ご使用ください。

7. Q&A



Q1 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？

A1 個人で楽しむ範囲内で使用いただく分（要綱第3条第2号（著作権法第30条（私的利用のための複製））に該当）には、申請は不要です。

ただし、以下のような事例は、要綱第3条第2号（著作権法第30条（私的利用のための複製））の範囲を超えますが、要綱第3条第5号（その他町長が適当と認める場合）により、例外的に使用を認めます。

- ・個人のSNSやHP、ブログなどの記事として「ミーモくん」のイラストを掲載する場合

Q2 学校で教育を担任する者または授業を受ける者が使用する場合は、使用申請は必要ですか？

A2 要綱第3条第2号（著作権法第35条（学校その他教育機関における複製等））に

該当)により、申請は不要です。

ただし、学校活動すべてに使用を認めるのではなく、「授業の過程における利用に供することが目的」である場合には、必要と認められる限度においてのみ使用を認めるに留まりますので、ご注意ください。

Q3 申請書の提出方法は？

A3 申請書は、以下のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 郵便
- (2) 窓口への持参
- (3) メール
- (4) FAX

Q4 「ミーモくん」のデザインをアレンジして使用することはできますか？

A4 申請書を提出し、承諾を得られれば可能です。

ただし、デザイン等の著作権は御嵩町に帰属します。

Q5 商品に「ミーモくん」の写真は使用できますか？

A5 写真もデザイン等に含まれます。申請書を提出し、承諾を得られれば使用することができます。

Q6 チームのユニフォームに「ミーモくん」を使用できますか？

A6 チームのキャラクターと誤解されないよう、「©御嵩町 ミーモくん #●」の表示をしてください。

Q7 商品の見本を提出するのが難しいのですが…

A7 申請書の提出時に、概要書等でデザインの確認をさせていただきます。使用を承諾した場合は、承諾後に完成品（困難な場合はその写真）を提出していただきます。ただし、完成品が申請時のデザインと大きく異なるときは、使用承諾を取り消す場合があります。

Q8 会社の資料に「ミーモくん」を使用できますか？

A8 会社のキャラクターと誤解されないよう、「©御嵩町 ミーモくん #●」の表示をしてください。

